faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

東京司法書士会
100周年
2019.11.9

vol.47
2018年
冬号

特集

用意せずに三途の川は渡れない

遺言書で実現する円満相続！

東京司法書士会 創立100周年記念 座談会

これまでの100年、これからの100年

特集

用意せずに三途の川は渡れない
遺言書で実現する円満相続！

遺言書なんて、自分には関係ない…。そう思っていませんか？
でも遺言書がなかったばかりに、残された親族が遺産相続で争うことが、実は少なくありません。
良好な関係を相続トラブルで壊さないためにも、あなたの思いを正しく伝える
遺言書を用意することが大切。遺言書作成のポイントを司法書士がご説明します。

あなたの家族かも?! 遺言書なしで問題が起きやすいケース

相続に携わる司法書士が見た、
実際に起こりやすい
トラブルを紹介します。

Case 1 再婚している

前妻と後妻の間にそれぞれ子どもがいる場合、互いに面識がないことは少なくありません。よく知らない相手と遺産分割の話はしづらいもの。また、互いを兄弟だと認める気持ちが薄く、遺産の取り合いになることもあります。両者には同等の法定相続分が定められているとはいえ、その通りにいかないのが人の心情なのです。

Case 2 法律上の相続権がない人に財産を遺したい

いくら長年連れ添い、夫婦同然の関係であっても、法的に婚姻関係のない人に相続権はありません。内縁の妻(夫)が住居や生活費に困らないように財産を遺したい場合は、遺言書が必須です。また、長男の妻など相続権はないけれど、献身的な介護をしてくれた人などに遺したい場合にも遺言書が有効です。

Case 5 子どものいない夫婦

私たちには遺言書なんて必要ないよね…？

お待ちください！
子どものいないご夫婦でも
遺言書は必要です！
遺言書が大切な理由を
次のページから
ご説明していきます。

司法書士

Case 3 認知していない子どもがいる

認知されていない子どもに相続権はありません。「あの子にも何か遺したい」「親として最後にできることをしたい」という気持ちがあるのなら、遺言で認知することができます。認知する事により、嫡出子と同等の法定相続分が発生します。

Case 4 おひとりさま

遺言書がなく、また配偶者、子ども、親や兄弟姉妹などの相続人となる人もいない場合、遺産は最終的には国庫に帰属するものとされています。もし、「私の死後はボランティア団体に寄付をして、有効に使ってもらいたい」などの希望がある場合は、遺言書で明記する必要があります。

三途の川の渡し賃より遺言書書くべきは今！

一見無縁そうに見えて、思わぬところに問題がひそんでいるのが相続トラブル。子どものいない仲良し夫婦・遺川さんを例に、なぜ遺言書が必要なのかを見ていきましょう。

なぜ遺言書は必要？

遺言書がない場合、遺産は法定相続人（※1）で分割されます。そのため、疎遠になっている法定相続人などがいると、分割協議でもめる可能性があります。それを避けるために、遺言であなたの意思を明確に伝えることが大切なのです。また、遺言書はいちばんに優先されるので、法定相続人以外に遺産を分けたい人がいるときはなおさら、遺言書が欠かせません。

鉄則は「元気なうちに書く」

遺言書は先延ばしにせず、元気なうちに書くことをおすすめします。高齢になって判断力が落ちてから書くと、「誰かに書かされたんじゃないか」など、親族間の不信を生む原因にも。また、書くには預貯金や不動産など遺産となる財産の確認などが必要で、時間や気力のいる作業です。余裕をもって準備を始めるのがベストです。

こんなときはどうなるの？教えてQ&A

Q 死後は財産を全てボランティア団体に寄付したいのだが、可能？

A 法定相続人である配偶者、子ども、両親などの直系尊属（下図参照）は、遺言の内容にかかわらず遺産の一定割合を取得できると定められています。その割合を「遺留分」といい、遺留分を請求することを「遺留分減殺請求」といいます。これは遺言より優先されるので、遺留分を侵害された法定相続人は、遺留分減殺請求をすることで最低限の遺産の分配を受けることができます。

Q 財産が家しかなく、私が死んだ後の妻のことが心配。

A 2018年の民法の改正により、「配偶者居住権」が新設されました。所有権から「住む権利」を切り離すことで、自宅の所有権が第三者に移ったり、法定相続分を超えて財産を相続させても残された配偶者が住み続けることができるようになります。そのためには、遺言書でその旨を明記することが大切です。

ルールを守らないと無効

自筆の遺言書を作成した場合、民法で定められた形式や用語などのルールにのっとって書く必要があります。それらを守らないと、せっかく作った遺言書も効力がなくなってしまいます。例えば、書いた日を「○月吉日」と記して無効になるケースもあります。自筆は気軽にできそうに見えますが、意外な落とし穴もあるのです。

※1 **法定相続人**…民法では、左の図のように、相続人となる人の範囲を規定している。その対象者を「法定相続人」という。配偶者は常に相続人であり、第一順位の子どもから該当する人がいなければ、第2順位、第3順位と相続人の順番が決まっている。それぞれの法定相続人に認められる遺産の取得割合のことを「法定相続分」という。

■図 相続人の範囲と順位

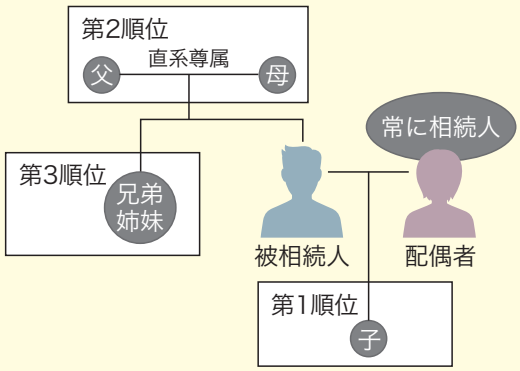

※2 **検認**…家庭裁判所が相続人に対し、遺言書の存在と内容を知らせる手続きのこと。遺言者が亡くなった後、相続人は開封せずに遺言書を家庭裁判所に提出して検認請求をしなければならない。

あなたに合うのはどれ？
安心・安全な遺言No.1は「公正証書遺言」

目的や事情に合わせて選べるよう、遺言書には左の表にある3種類が用意されています。どれを選べばいいのか迷うときは、司法書士にご相談ください。

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の比較

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	遺言者本人が自筆で作成(※3)し、自身で保管する	遺言者が口述し、公証人が筆記して作成。証人2名の立会いのもと、遺言の確認を行う。公証役場で保管される	遺言者本人または代筆で作成。公証人と証人の前で封をし、自身の遺言書であることが認められる。保管は自身で行う
検認（P5※2参照）	必要	不要	必要
メリット	・遺言の内容を秘密にできる ・一人で作成可能 ・費用がかからない	・形式や内容による不備で、法的に無効になることがない ・偽造のリスクがない ・自筆できない人も作成可能	・遺言の内容を秘密にできる ・パソコンでの作成可 ・発見されないリスクが低い
デメリット	・形式や内容で不備があり、法的に無効になることがある ・偽造のリスクあり ・発見されないリスクあり	・証人の確保の手間 ・内容を証人に知られる ・費用がかかる	・証人の確保の手間 ・形式や内容で不備があり、法的に無効になることがある ・費用がかかる

※3 2018年の民法の改正により、財産目録は2019年1月からワープロでの作成が可能となる

公正証書遺言がおすすめ！
司法書士が作成をサポートします

公正証書遺言はここが安心！

POINT 1 法的な無効／有効が問われる可能性が低い

公証人が作成にかかわるため法的なルールをしっかり守った遺言となり、無効／有効が問われることは極めて少ないといえます。なお、基本的には公証役場で作成しますが、行くことが難しい場合は出張もしてくれます。

POINT 2 偽造、原本紛失のリスクがない

作成した遺言書は公証役場で保管されるため、誰かに偽造される心配がありません。原本は作成の翌年から原則で20年間保存され、遺言者にはその謄本が交付されます。仮に謄本を紛失しても、原本には影響しません。

POINT 3 作成前から司法書士がサポート

司法書士は財産管理業務のプロです。財産の調査や、必要に応じて戸籍の取得などもサポートします。相続で発生する不動産登記などもお任せください。また、公正証書遺言の作成には証人が2人必要となり、司法書士はその証人にもなれます。

司法書士が直接相談に乗ります！

遺言書作成、相続手続に関することは、司法書士にご相談ください！

司法書士は遺言書作成をはじめとして、成年後見制度や家族信託、財産管理など、相続に関する幅広い知識と経験でニーズにお応えします。お気軽にご相談ください。

司法書士ホットライン
昼 10:00〜15:45 月・火・水・木・金曜日
03-3353-2700

東京司法書士会
100周年
2019.11.9

東京司法書士会 創立100周年記念 座談会

これまでの100年、これからの100年

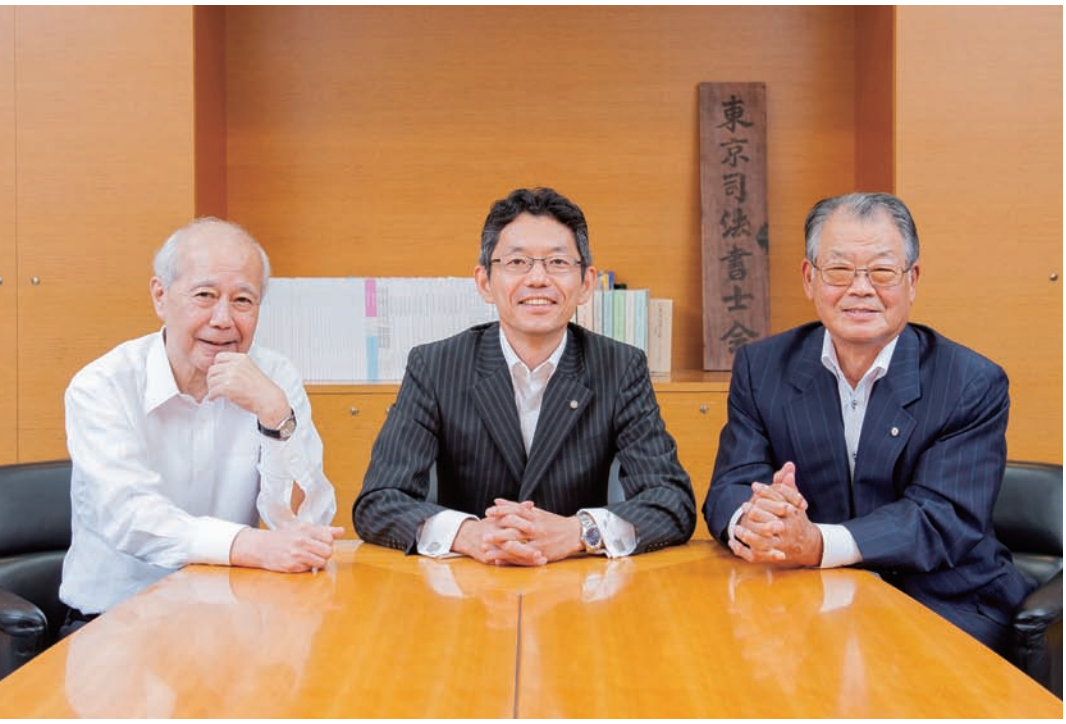

伊井埜 滋氏 × 野中 政志会長 × 駒木 士郎氏

東京司法書士会は、2019年11月9日に創立100年の節目を迎えます。長い歴史を持ち、登記、裁判、成年後見など社会基盤として不可欠な職業でありながら、以前は一般にあまり存在を知られていなかった「司法書士」。いま、「身近な法律家」として親しまれるようになってきた背景には、何があったのでしょうか。また、高齢化や人口減少、空き家などさまざまな社会問題を抱えるこれからの時代、司法書士はどんな存在として市民と共に歩んでいこうとしているのでしょうか。司法書士としての経験が長く歴史に詳しい東京司法書士会の3人の方に、司法書士のこれまでとこれからについて語っていただきました。

※座談会は、2018年9月5日に司法書士会館において実施しました。

■参加者

伊井埜 滋（いいの・しげる）
1977（昭和52）年、東京司法書士会入会。同会の綱紀委員会委員、千代田支部長、理事などを歴任。

野中 政志（のなか・まさし）
2001（平成13）年、東京司法書士会入会。同会の理事、常任理事、副会長などを経て、2017年から会長。

駒木 士郎（こまき・しろう）
1967（昭和41）年、東京司法書士会入会。同会の綱紀委員会委員長、理事、常任理事、副会長などを歴任。

■司会

倉石 裕子（くらいし・ゆうこ）
2002（平成14）年、東京司法書士会入会。2007年から『faro』編集を務める。

【これまでの100年を振り返る】

裁判書類の代筆業から始まった司法書士の役割

司会　146年前に、現在の司法書士という職業が誕生して、100年前に法律家としての身分を正式に認められて（現在につながる法律ができて）、その年に東京司法書士会（以下、東京会）も創立されたわけですが、当時はまだ名前も「司法書士」ではなかったんですよね。

野中　「司法代書人」でしたね。「裁判書類など法的な書類を代筆する」という役割が大きかったので、名前にもそれが表れています。

駒木　昔は本当に、全部手で書いていましたからね。登記簿謄本申請のときには、司法書士が登記簿原簿を全部手書きで写していたんです。私も若い頃には、骨筆やガラスペンとカーボン紙を駆使して手書きしていましたよ。コピー機などの複写機械が普及するまでは、印鑑証明や資格証明なども全部手書き。当時はそれが主な仕事でした。

野中　昭和10（1935）年に名称が「司法書士」に改正されてからも、登記などの書類業務をする人という印象はかなり長く変わらなかったですね。私が学生の頃もまだそんな感じで、一般の人にはあまり認識されていなかったと思います。

伊井埜　登記が必要なのは不動産を持っている人か、会社を経営する実業家くらいなので、一般の人とはほとんど接点がなかったんですよね。特に戦前は、土地を持っていたのはほんの一握りの地主だけ。戦後も高度成長期くらいまでは、一般の人のほとんどは借家住まいでした。

駒木　高度成長期の昭和30～40年代になると、東京でビル建築ブームが起こって、さらに郊外に家を買う人も増えてきて。司法書士も非常に忙しくなりましたね。

簡裁代理権を勝ち取った昭和中期からの地道な運動

司会　登記が、いわゆるお金持ち以外には縁のない特殊なものから、一般的なものにだんだん変わってきたんですね。さらにそこから、市民の「身近な法律家」になったのは、どの辺が転機だったのでしょう？

野中　2000年に「成年後見制度」（※1）が始まって、その業務に専門家として司法書士が積極的に取り組んだことが、公益的なイメージとして大きいのではないでしょうか。

駒木　それと、2002年に司法書士が「簡裁代理権」（※2）を取得したことですね。制度として始まったのは成年後見よりも後ですが、簡裁代理権を取得するための運動は、実は昭和40年代からずっと続けてきていたので。東京会がまず声を上げ、徐々に全国規模に広がって、30年以上にわたる運動の末に勝ち取った権限です。

司会　それによって、長年弁護士の独壇場だった裁判の場に、初めて司法書士が「代理人」として入れることになったのですね。

野中　「（訴訟の目的の価額が）140万円を超えない」という制限はついていますが、そもそも少額な訴訟は、弁護士は受けたがらなかったんです。それなら、われわれ司法書士がその部分をフォローしようと。もともと裁判所の書類をつくる仕事を通して知識と経験がありますし、以前は登記所が全国隅々にあった関係で、登記業務を行う司法書士も、都市部だけでなく津々

東京司法書士会100年のあゆみ

西暦		
大正8年	1919年	・「司法代書人法」公布 ・「東京司法代書人会」（現在の東京司法書士会）設立
12年	1923年	・関東大震災
昭和2年	1927年	・「日本司法代書人連合会」結成
10年	1935年	・「改正司法代書人法」公布 名称が「司法書士」に
20年	1945年	・東京大空襲 ・太平洋戦争終戦
23年	1948年	・新民法施行
25年	1950年	・「新司法書士法」公布 新憲法の下で新たな司法書士法が成立
28年	1953年	・東京司法書士会会員数が160名に
29年	1954年	・高度経済成長期始まる
31年	1956年	・「改正司法書士法」公布 ・全国統一司法書士認可試験始まる
39年	1964年	・東京オリンピック開催 ・東京司法書士会広報誌『faro（ファーロ）』創刊
41年	1966年	・東京司法書士会による「登記相談」開始
42年	1967年	・「改正司法書士法」公布 ・東京司法書士会の法人登録が完了

公認キャラクター
しほたん

浦々にいましたから。「身近な法律家」としての基盤はそもそもあったわけです。

伊井埜　1990年代頃からは、サラ金など多重債務問題の債務整理の支援活動を行う司法書士も増えてきました。成年後見制度の開始と相まって、司法書士が公益的な存在だというイメージが次第に定着してきたことが、後押しになりましたね。

駒木　弁護士に頼むのは敷居が高くても、司法書士なら数十万円程度の借金の相談もできるんだということが、一般の人に新しい選択肢として広まったのは良かったですよね。

苦労を乗り越え定着した「無料で相談に乗る」活動

司会　一般対象の無料相談会が常設されるようになったのも、その頃からでしょうか。

伊井埜　1998年にこの司法書士会館が建て替えられるときに、1階に相談用のブースをつくりました。それまでにも無料相談は行っていたのですが、やはり常設スペースが設けられたのは大きかったですね。

司会　最初の頃はいろいろ苦労もあったと聞いています。

伊井埜　常設にしてしばらくは、相談員の司法書士を集めるのが大変でしたね。司法書士が無料で相談に応えるという公益的な意識が、まだ司法書士自身にも定着していなくて、総会で反対意見が出たこともありましたし。

駒木　無料相談なんかやったら、仕事が減っちゃうじゃないかとかね（笑）。でも、司法書士という存在を知ってもらうための重要な広報活動でもあるということを説明して。

野中　登記専門で仕事をしてきた従来の司法書士には、一般の人に「知ってもらう」ことの重要性があまりピンとこなかったんでしょうね。成年後見や簡裁代理など業務範囲が広がって、公益的な活動で認知度を高めることは司法書士自身のためにも必要なことでもあるということが理解されて、意識が変わってきましたね。2000年頃からは、要望に応じて都内の高校等で法律教室も実施しています。また、「法テラス」（日本司法支援センター）（※3）にも、設立当初から協力しています。

駒木　神津島など東京都の離島では、昭和50年代から、出張無料相談会を開いています。これは、その島に在住の司法書士がいなくなってしまって、それでも人が住む土地があれば必ず司法書士は必要ですから、東京会で組織として支えていこうということで。

阪神・淡路大震災の経験を東日本大震災の支援に生かす

司会　司法書士が必要といえば、震災などの災害時の支援活動もありますね。

野中　家屋が倒壊したり書類が焼失したりということが起こる災害では、少し状況が落ち着いてくると、例えば権利証が焼けてしまったけど所有権はどうなるのかなど、対応しなければならない法的な相談や手続きが発生します。1995年の阪神・淡路大震災のときは、まだ司法書士が法律相談などを行う公益的な存在だという認知度は低かったようですが、とにかく大変なことが起こったというので、先輩司法書士の方々が手弁当で現地に入ったと聞いております。

駒木　私も、同業者が震災で亡くなったと聞いて、その事務所に応援に行きました。東京会としても人を派遣したり、危機管理体制づくりを始めました。その経験が、東日本大震災のときにも生きましたね。

司会　今年で7年目になりますが、東日本大震災の被災地には毎年東京会から司法書士を派遣して、仮設住宅での巡回相談という形で支援を続けています。

45年	48年	53年	54年	61年	平成3年	6年	7年	10年	12年	14年	15年	16年
1970年	1973年	1978年	1979年	1986年	1991年	1994年	1995年	1998年	2000年	2002年	2003年	2004年
・「司法書士会館」（四谷）完成	・高度経済成長期終了 ・東京の空き家率が5％を突破	・「改正司法書士法」公布 司法書士が国家試験制度に	・第1回司法書士国家試験実施	・バブル景気に突入	・バブル崩壊	・戸籍の電子化スタート	・阪神・淡路大震災	・「司法書士会館」（四谷）建替完成 ・常設の無料法律相談スタート ・東京の空き家率が10％を突破 ・全国の登記件数が2000万件を超える	・「成年後見制度」の業務開始 ・全国司法書士女性会設立	・簡裁代理権を取得	・ヤミ金融対策法が成立	・「不動産登記法」改正（不動産登記、商業登記のオンライン申請が可能に）

【これからの100年を考える】

インターネット時代には「手続き屋」は必要ない

司会　ここからは、次の100年を考えたいと思います。今後、司法書士に求められるのはどんなことでしょうか。

伊井埜　司法書士は、法的な書類づくりや手続きが一般の人には難しかった時代に、その代行をする役割として生まれました。でもこれからは、手続き自体はどんどん簡単になっていくと思います。申請手続きなどはインターネットで誰でもできる時代には、もう「手続き屋」は必要ない。もっとコンサルティング的な役割が求められてくると思います。

野中　例えば登記についても、相続登記がなされないまま放置される土地や空き家の増加が社会問題になっている中で、司法書士が国や自治体と協力して相続人調査や登記促進の取り組みを行うなど、専門家としてより広範囲な役割を果たしていくようになってきていますね。

駒木　高齢化社会が進んでいくと、今後ますますニーズが高まるのが成年後見ですね。また、高齢になって財産管理ができない、少子化で相続人がいないというケースも増えるでしょうから、われわれ司法書士が「身近な法律家」としてフォローしていかなければならないと思います。

法や制度よりも先を行く「下駄履きで行ける事務所」に

野中　歴史を振り返って考えてみると、われわれ司法書士というのは、「法律や社会制度が時代に追いついていない部分」に注目して職域を広げてきたと感じます。例えば、成年後見や簡裁代理。少子高齢化などの社会の変化によって、必要としている人や困っている人が増えてきているんだけれど、法律や制度はまだ整備されていない、というところにいち早く気付いて、手助けをする方法を考えてきたのが司法書士だといえるのではないでしょうか。

司会　成年後見と簡裁代理は、今後もますます重要になりそうですね。他に、今後司法書士が法律や制度の隙間をサポートしていくべき分野はありますか。

野中　遺産承継やLGBTの問題などがあると思います。例えば、現在日本の法律では、同性同士の婚姻は認められていません。法的な後ろ盾がない同性パートナーは、住宅ローンを組むときや相続などで困り事が生じがちです。それを、法的な婚姻関係に近い効果を発生させる方法を考えて提案していくことで、サポートできたらと考えています。遺言や家族信託契約など、われわれ司法書士の専門知識を使ってできることはいろいろあります。

伊井埜　そのためにも、司法書士は今後ますます、広い視野とバランス感覚を持って、さまざまな法律や知識を幅広く身につける努力をすることが大事ですね。特に、新しい発想を持った若手司法書士の活躍に期待しています。

駒木　そしてその上で、「下駄履きで行ける法律事務所」という敷居の低さを持ち続けないといけないよね。風邪を引いたら近所のかかりつけ医に行くように、困り事が発生したら司法書士に相談に行く、という法律関係のホームドクターのような存在になることが、これからの100年での目標ですね。

※1 **成年後見制度**…知的障害者や認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく自分自身の権利を守ることができない成人に対して、財産管理や契約などの代理や補助をする後見人を選任する制度。
※2 **簡裁代理権**…簡易裁判所が取り扱うことができる民事事件（訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件）等について、代理業務を行う権限。法務大臣の認定を受けた認定司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる。
※3 **法テラス**…司法制度をより国民に身近なものとし、全国どこでも法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにするための国の機関。

西暦		
平成17年 2005年	・高齢者が総人口に占める割合が20%を突破	
19年 2007年	・東京司法書士会による「高校生等に向けての法律教室」スタート	
20年 2008年	・全国の登記件数が約1500万件に減少	
21年 2009年	・司法書士の簡裁訴訟代理業務件数が13万件を突破	
22年 2010年	・8月3日を「司法書士の日」として制定 ・成年後見制度利用者数が3万人を突破 明治5年8月3日に司法職務定制が定められ、「証書人・代書人・代言人」の3つの職能が誕生したことに由来	
23年 2011年	・東日本大震災 ・東日本大震災の被災者および避難者を対象とした無料電話相談開催。以降も被災者支援を継続	
27年 2015年	・高齢者が総人口に占める割合が25%を突破	
28年 2016年	・東京司法書士会公認キャラクター「しほたん」誕生	
29年 2017年	・「法定相続情報証明制度」スタート	
新元号元年 2019年	東京司法書士会創立100周年（11月）	

faro 2018 winter vol.47　10

東京司法書士会
100周年
2019.11.9

東京司法書士会の活動

東京司法書士会の活動について、ご紹介します!

契約やネットルールを学ぶ高校生のための法律教室

東京司法書士会では、都内の高校生等を対象にした法律教室を、年間を通して無料で行っています。9月27日には、三鷹市の私立大成高等学校で3年生を対象に開催しました。

前半は、クイズを交えながら、契約についての基礎知識やネットオークションでの注意点、SNSやインターネットのルールについての講義。後半は、「アルバイト先でのトラブル」についてグループ討論を行いました。生徒の皆さんは活発に意見交換し、その発表を受けて、司法書士が実社会での労働問題を法律と絡めて解説したことで、理解が深まった様子でした。

ネットのトラブルは身近な問題。生徒達はメモを取りながら熱心に聞き入っていた。

「よろず相談会」を弁護士などと共同開催

司法書士や弁護士、税理士などの「士業」は法律関係の専門家ですが、それぞれ得意分野が違います。そこで、各分野の専門家が協力してさまざまな相談にお答えする無料相談会「暮らしと事業のよろず相談会」を、10士業共同で毎年開催しています。

24回目となる今年は、10月27日に、新宿駅西口広場イベントコーナーで開催しました。朝10時から夕方4時までの間に207人の方が相談に訪れ、のべ441人の相談員が対応。それぞれの相談内容に合った専門分野の相談員2～3名がチームを組み、多角的な視点からアドバイスを行いました。

相談会のほかに家族で楽しめる企画も。東京司法書士会の「しほたん」は子ども達にも大人気。

若者の消費者トラブルのシンポジウム開催

2022年4月から、民法上の成人年齢が18歳に引き下げられます。それによって、若者の消費者トラブルが増えることが懸念されています。

東京司法書士会はこの民法改正に先だち、消費者問題シンポジウム「若者の消費者トラブル～社会に潜む落とし穴から身を守るために～」を主催、消費者庁や東京都などの後援により、9月30日に東京経済大学で開催しました。当日は台風接近による悪天候にもかかわらず、大学生を中心に約50名が参加。この問題への関心の高さが窺えました。今後も、消費者問題に対する取り組みを続けていきます。

パネルディスカッションでは、被害の予防や救済方法などについて熱心な議論が交わされた。

今回の表紙
喜多川歌麿
高名美人六家撰
「扇屋花扇(おうぎやはなおうぎ)」

ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

ファーロ faro 2018 winter vol.47／2018年11月30日発行
発行元:東京司法書士会 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37 TEL.03-3353-9191
発行責任者:清水輝明　編集人:倉石裕子　制作:株式会社一粒舎　印刷:柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2カ所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩4分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩６分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせ・予約はこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

まずはお電話ください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）
平日 9:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です